

平成27年 国勢調査 調査員募集のお知らせ

平成27年10月1日を基準日として5年に1度の国勢調査が実施されます。国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象に行われる最も重要な統計調査です。国勢調査で得られた情報は私たちの生活の向上に幅広く役立てられます。国勢調査にはたくさんの調査員の協力が必要です。ご協力よろしくお願いします。



募集人数：約130名
申込期間：6月30日(火)まで【但し、土、日、祝日は除きます】

- 応募資格
1. 南風原町内または近隣市町村在住の20歳以上の方
 2. 責任を持って調査事務に携わっていただける方
 3. 調査内容について秘密を守れる方
 4. 税務・警察・選挙に直接関係のない方
 5. 暴力団と関係のない方

■調査報酬 30,000円～45,000円 (参考金額のため調査区や調査数によって変わります)

■主な業務 調査員事務打合せ会への出席、調査区要図の作成、調査票の配布・記入依頼、調査票の回収及び確認作業等

★詳しくは企画財政課 統計担当までご連絡下さい。
(注意) 申込された方全員が必ずしも採用されるわけではありませんのでご了承下さい。

お問い合わせは 企画財政課 統計担当 ☎889-0187

平成27年度 慰霊巡拝の実施について

旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上等における戦没者を対象として、慰霊巡拝を行うことを目的とした、政府による事業です。

費用 「国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)」に基づいて算出された外国旅費と、居住地都道府県の県庁所在地から出発地までの往復の内国旅費の合計額の3分の1程度が補助金として支給されます。

参加資格 慰霊巡拝を行う戦域における戦没者の配偶者(再婚した者を除く)、父母、子、兄弟姉妹、参加遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪であること。

日程 詳細は 沖縄県子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課 ☎866-2175
または南風原町役場 子ども課 援護担当 ☎889-7028 まで。

申込方法 南風原町役場子ども課 援護担当にて受付 ☎889-7028

《派遣地域》

① ザバイカル地方	② イルクーツク州	③ ハバロフスク地方、ユダヤ自治州	④ 沿海地方
⑤ ウズベキスタン	⑥ 中国東北地方	⑦ 東部ニューギニア	⑧ インドネシア
⑨ 硫黄島	⑩ 北ボルネオ	⑪ パラオ	⑫ フィリピン

お問い合わせ 沖縄県子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課 ☎866-2175 / 南風原町役場 子ども課(援護担当) ☎889-7028

“争族(相続争い)対策を優先する”

相続税を考えると、節税対策より争族(相続争い)対策を優先する。相続争いをすると税金が高つく！(相談は無料)

税理士法人 八幡会計事務所

税理士 八幡 繁信 税理士 浦本 智香子
本店/那覇市寄宮2丁目5番45号 電話(098)854-2440
新都心支店/那覇市安謝2丁目4番18号 電話(098)869-8131

国際標準規格ISO9001:2008認証取得 預かり金保証制度(国庫補助事業)加入会社

地域の不動産業で35年目

不動産管理・賃貸仲介・売買仲介・有効活用相談
不動産のことでしたら何なりとお申し付け下さい。

since 1981 沖縄県知事免許(9)第0928号
あなたのホームプランナー
南新物産

南風原本店 〒901-1104 南風原町宮平641-7
TEL 098-889-4007 FAX 098-889-4033
http://www.nanchan.co.jp Email hae@nanchan.co.jp



あなたのお子さんが“もしも”のとき 救えるのは、「隣にいるあなたです」



日本赤十字 幼児安全法・救急法講習会 参加者募集のお知らせ



かけがえのない大切な子どもたち。もしも、急な高熱や出血、嘔吐や誤飲などの場面に立ち会ったとき、あなたには何ができますか？乳・幼児期に起こりやすい事故の予防とその手当て、かかりやすい病気に対する手当てなど、お父さんやお母さん、祖父母の方など、子どもたちの身近にいる人にぜひ知って欲しい安全法・救急法の講習を行います。

あなたの1秒でも早い対応が、子どもたちを救います。子どもたちの健やかな未来のために、少しでも、時間をかけてみませんか？

日時:6月13日(土)10:00~12:00

場所:南風原ちむぐる館(総合保健福祉防災センター)

講師:日本赤十字社 救急法指導員・水上安全法指導員
比嘉 良民 氏

参加費:無料

定員:50名(定員に達し次第締め切り)

申込方法:子ども課へ電話でお申込みください。

お申込み、お問い合わせ:子ども課 ☎889-7028

日本赤十字社では、「2015年ネパール地震救援金」及び「中東人道危機救援金」の受付を行っています。

詳しくは、日本赤十字社沖縄県支部または子ども課までお問い合わせ、または日本赤十字社ホームページをご覧ください。

日本赤十字社沖縄県支部:☎835-1180、子ども課:☎889-7028

戦没者等のご遺族の皆様へ 第十回特別弔慰金が支給されます。



○支給対象者

平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順位による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者の死亡当時のご遺族で

(順位1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(順位2)戦没者の子

(順位3)戦没者の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(順位4)上記の順位1~3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

○請求期限 平成30年4月2日まで(受付開始は、平成27年7月頃予定)

○申請場所 子ども課窓口(南風原町役場1階)

※6月下旬ごろから、対象者と思われる方(遺族の内の一人)へ順次、案内通知を送付する予定です。

(通知が届いた場合でも、先順位者が他にいる場合はその方が対象者となります。)

また、同順位者が複数いる場合には、そのうち一人が代表で対象者となり、その他の同順位者から同意をもらう必要があります。)

※対象者の確認状況によって、案内通知が遅れる場合もありますので、ご了承ください。

お問い合わせ:子ども課 援護担当 ☎889-7028